

【 検 査 】

2 5 1 IV型コラーゲン、P－Ⅲ－P、IV型コラーゲン・7 Sの算定について

《令和6年7月31日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD007「35」IV型コラーゲン、「38」プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド（P－Ⅲ－P）又は「41」IV型コラーゲン・7 Sの算定は、原則として認められる。
 - (1) アルコール性肝炎
 - (2) 非アルコール性脂肪性肝炎
 - (3) 原発性胆汁性胆管炎
 - (4) 自己免疫性肝炎
 - (5) 肝硬変
- ② 次の傷病名に対するD007「35」IV型コラーゲン、「38」プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド（P－Ⅲ－P）又は「41」IV型コラーゲン・7 Sの算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性肝炎疑い
 - (2) 肝機能障害・肝障害（疑い含む。）
 - (3) 脂肪肝（疑い含む。）
 - (4) アルコール性肝炎疑い
 - (5) 非アルコール性脂肪性肝炎疑い
 - (6) 原発性胆汁性胆管炎疑い
 - (7) 自己免疫性肝炎疑い
 - (8) 肝細胞癌（疑い含む。）

○ 取扱いを作成した根拠等

IV型コラーゲン、プロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド（P－Ⅲ－P）、IV型コラーゲン・7 Sは、いずれも、肝臓の線維化を反映するマーカーであり、①に掲げる傷病名に対する測定は、肝臓の線維化のステージを診断し治療方針を選択する上で有用である。

以上のことから、①に掲げる傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、②に掲げる傷病名に対する測定は、確定診断に至っていないため、原則として認められないと判断した。